

昭26.7.28.

545 昭和26年7月28日 土曜日 官報

第7365号 (32頁)

官報

主要目次	政令	告示	省令	五四五
○国際観光ホテル整備法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。	○国際観光ホテル整備法施行令の一部改正	○道路運送車両の保安基準	○道路運送車両の保安基準	五四五
○村の境界変更(山形県)	○村の境界変更(山形県)	○同右(群馬県)	○同右(群馬県)	五五三
○町村の廢置分合(同右)	○町村の廢置分合(同右)	○町村の廢置分合(同右)	○町村の廢置分合(同右)	五五三
○村の境界変更(同右)	○村の境界変更(同右)	○村の境界変更(同右)	○村の境界変更(同右)	五五三
○無線局免許	○無線局免許	○昭和二十六年政府第八回宝くじ及び第七回短期宝くじの発売條件等	○昭和二十六年政府第八回宝くじ及び第七回短期宝くじの発売條件等	五五八
○外國為替業務を営む營業所の位置変更許可	○外國為替業務を営む營業所の位置変更許可	○漁港の指定	○漁港の指定	五五九
○仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正	○仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正	○道路運送車両の保安基準第一二十九條第二項の標識指定	○道路運送車両の保安基準第一二十九條第二項の標識指定	五六四
○航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項	○航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項	○西宮芦原郵便局設置	○西宮芦原郵便局設置	五六七
○世田谷電話局改称	○世田谷電話局改称	○裁判所職員採用試験公告	○裁判所職員採用試験公告	五六八
○地方自治事項	○地方自治事項	○土地收用細目(千葉県)	○土地收用細目(千葉県)	五六九
目次	目次	目次	目次	五六九

御名御璽

昭和二十六年七月二十八日
内閣總理大臣 吉田 茂

政令第二百七十五号

内閣は、国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第十四條第三項の規定に基き、この政令を制定する。

国際観光ホテル整備法施行令(昭和二十五年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「法人税法施行規則(昭和十二年勅令第百十一号)第十三條」を「法人税法施行規則(昭和二十二年勅令第百十一号)第二十一條」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 池田 勇人
運輸大臣 山崎 猛
内閣總理大臣 吉田 茂

○運輸省令第六十七号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第一百八十五号)第三章の規定に基き、道路運送車両の保安基準を次のように定める。

昭和二十六年七月二十八日
運輸大臣 山崎 猛

第二章 自動車の保安基準(第一條—第五十一条)	第三章 原動機付自転車の保安基準(第五十九條—第六十七条)	第四章 軽車両の保安基準(第六十一条—第七十三条)
(用語の定義)	(用語の定義)	(用語の定義)

七 「ガス運送容器」とは、第五号の高压ガスを運送するため車台に固定されたガス容器をいう。
八 「内圧容器」とは、常用圧力が二キログラム每平方センチメートル以上十キログラム每平方センチメートル未満のものを除く。をいう。
九 「火薬類」とは、別表第一に掲げるものをいう。

十 「危険物」とは、別表第二に掲げるものをいう。

十一 「可燃物」とは、別表第三に掲げるものをいう。

十二 「爆発性液体」とは、別表第二の第二類及び第三類に掲げるものをいう。

十三 「緊急自動車」とは、消防自動車、警察自動車、救急自動車、公共交通急行自動車及び運輸大臣の指定するその他の緊急の用に供する自動車をいう。

十四 「臨時運行自動車」とは、法第十四條の規定により臨時運行の許可を受けた自動車をいう。

十五 「附隨車」とは、原動機付自転車によつてけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する道路運送車両をいう。

十六 「高圧ガス」とは、常用圧力又は温度三十五度における圧力が十キログラム每平方センチメートル以上十五度における圧力が二キログラム

ム每平方センチメートル以上の圧縮アセチレン・ガス及び温度三十度における圧力が二キログラム每平方センチメートル以上の液化ガスをいう。

第二章 自動車の保安基準(長さ、幅及び高さ)

第三章 原動機付自転車の保安基準(外開き式の窓及び換気装置並びに腕木式方向指示器について)

第四章 車両の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第六章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第七章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第八章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第九章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第十章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第十一章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第十二章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第十三章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第十四章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第十五章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第十六章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第十七章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第十八章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第十九章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第二十章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第二十一章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第二十二章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第二十三章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第二十四章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第二十五章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第二十六章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第二十七章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第二十八章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第二十九章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第三十章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第三十一章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第三十二章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第三十三章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第三十四章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第三十五章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第三十六章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第三十七章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第三十八章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第三十九章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第四十章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第四十一章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第四十二章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第四十三章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第四十四章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第四十五章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第四十六章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第四十七章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第四十八章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第四十九章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五十章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五十一章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五十二章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五十三章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五十四章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五十五章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五十六章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五十七章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五十八章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第五十九章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第六十章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第六十一章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第六十二章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第六十三章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第六十四章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第六十五章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第六十六章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)

第六十七章 原動機付自転車の保安基準(車体外に取り付けられた後写鏡及びたわみ式アンテナについて)</p

昭26.7.28.

第7365号

昭和26年7月28日 土曜日 官報

第7365号 546

547 昭和26年7月28日 土曜日 官報

第三條 自動車の接地部以外の部分は、安全な運行を確保できるように地面との間に適当な間隔を有しなければならない。
(車両総重量)
 第四條 自動車の車両総重量は、二十四トンをこえなければならない。
(安定性)
 第五條 自動車は、その安定性について、左の基準に適合しなければならない。
 空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の二十九ハーベント以上であること。
 二、けん引自動車においては、被けん引自動車を連結した状態においても、前号の基準に適合すること。
 三、側車付二輪自動車においては、
 一、空車状態及び積車状態における側車の車輪の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両重量の三十五ハーベント以下であること。
 四、空車状態において、自動車(被けん引自動車を除く)を左側及び右側に、それぞれ三十五度(側車付二輪自動車においては、二十五度)まで傾けた場合に転覆しないこと。
 五、けん引自動車においては、空車状態のけん引自動車と連結した状態において、前号の基準に適合すること。
(接地部及び接地圧)
第六條 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて十二メートル以下でなければならない。
(最小回転半径)
第七條 自動車は、その走行装置の接地部及び接地圧に、左の基準に適合しなければならない。
 一、ガス発生炉及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
 二、ガス発生炉の燃焼室に面する車体の部分には、適当な防熱壁を備えること。
 三、ガス発生炉と防熱壁との間隔は、五十ミリメートル以上であること。
 四、配管のうち高熱の部分は、車体の可燃性の部分と接触していないこと。
 五、積載した物品がガス発生炉と接触するおそれのある場合には、ガス発生炉と物品种散装置との間隔を離さること。
第十七條 高圧ガスを燃焼とする自動車の燃料装置は、左の基準に適合しなければならない。
 一、ガス容器は、圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法施行令昭和二十三年五月三十日付の規定による構造及び機能に該当するものであること。
 二、ガス容器及び配管は、移動及び損傷を生じないよう確実に取り付けられ、且つ、損傷を免れるおそれがある部分は、適当なおおりで保護されていること。この場合において溶解アセチレン・ガス容器にあつては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないよう取り付けられていること。

三、乗用に供する自動車の燃着タンクの注入口及びガス抜口は、車室(隔壁)により仕切られた運転者室を除く)の内部に開口していなければならない。
第十六條 動車の燃料装置は、左の基準に適合しなければならない。
 一、ガス発生炉及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
 二、ガス発生炉の燃焼室に面する車体の部分には、適当な防熱壁を備えること。
 三、ガス発生炉と防熱壁との間隔は、五十ミリメートル以上であること。
 四、配管のうち高熱の部分は、車体の可燃性の部分と接触していないこと。
 五、積載した物品がガス発生炉と接觸するおそれのある場合には、ガス容器及び配管は、車体の部分には、適当な防熱壁を備えること。
第十七條 高圧ガスを燃焼とする自動車の燃料装置は、左の基準に適合しなければならない。
 一、ガス容器は、圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法施行令昭和二十三年五月三十日付の規定による構造及び機能に該当するものであること。
 二、ガス容器及び配管は、移動及び損傷を生じないよう確実に取り付けられ、且つ、損傷を免れるおそれがある部分は、適当なおおりで保護されていること。この場合において溶解アセチレン・ガス容器にあつては、ガス開閉装置を上方とし、容器内の多孔物質の原状を変化させないよう取り付けられていること。

三、排気管、消音器等によつて著しく熱影響を受けるおそれのあるガス容器及び配管は、車室(隔壁)により仕切られた運転者室を除く)の内部に開口していなければならない。
第十八條 動車の燃料装置は、左の基準に適合しなければならない。
 一、ガス発生炉及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
 二、ガス発生炉の燃焼室に面する車体の部分には、適当な防熱壁を備えること。
 三、ガス発生炉と防熱壁との間隔は、五十ミリメートル以上であること。
 四、配管のうち高熱の部分は、車体の可燃性の部分と接触していないこと。
 五、積載した物品がガス発生炉と接觸するおそれのある場合には、ガス容器及び配管は、車体の部分には、適当な防熱壁を備えること。
 六、アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあっては、燃料装置中のガスと接觸する部分に鋼製品を使用していなければならぬこと。
 七、高圧部の配管は、ガス容器に取り付けられた状態で、ガス容器のガス充てん口近くに備えられること。
 八、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を、運転者の見やすい箇所に、ガス充てん弁をガス充てん口の近くに備えること。
 九、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を、運転者の見やすい箇所に、ガス充てん弁をガス充てん口の近くに備えること。
 十、ガス容器の耐圧試験圧力(容器が二個以上の場合は、そのガス容器に接続する配管のガス止弁による)の〇・八倍以下の圧力で作用し、且つ、適当な容量を有する安全装置は、そのガス容器に備えられ、且つ、損傷を免れるおそれがある部分は、適当なおおりで保護されていること。この場合において溶解アセチレン・ガス容器にあつては、ガス開閉装置が備えられている場合は、この限りでない。

十一、五キログラム毎平方センチメートル以下での圧力で作用し、且つ、立席人一人の占める広さは、〇・一四平方メートル以上とする。

第二十一条 けん引自動車は、走行中振動、衝撃等により分離しないように適當な全装備を備えること。

第二十二条 自動車の乗車装置は、乗車装置により分離しないこと。

第二十三条 けん引自動車又は被けん引自動車は、被けん引自動車の接続装置には、走行中振動、衝撃等により分離しないこと。

第二十四条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第二十五条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第二十六条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第二十七条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第二十八条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第二十九条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第三十条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第三十一条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第三十二条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第三十三条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第三十四条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第三十五条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第三十六条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第三十七条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第三十八条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第三十九条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第四十条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第四十一条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第四十二条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第四十三条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第四十四条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第四十五条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第四十六条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第四十七条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第四十八条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第四十九条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第五十条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第五十一条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第五十二条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第五十三条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第五十四条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第五十五条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第五十六条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第五十七条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第五十八条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第五十九条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第六十条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第六十一条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第六十二条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第六十三条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第六十四条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第六十五条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第六十六条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第六十七条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第六十八条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第六十九条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第七十条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第七十一条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第七十二条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第七十三条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第七十四条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第七十五条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第七十六条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第七十七条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第七十八条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第七十九条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第八十条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第八十一条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第八十二条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第八十三条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第八十四条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第八十五条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第八十六条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第八十七条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第八十八条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第八十九条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第九十条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第九十一条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第九十二条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第九十三条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第九十四条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第九十五条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第九十六条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

第九十七条 けん引自動車又は被けん引自動車の接続装置は、左の基準に適合しなければならない。

557 昭和 26 年 7 月 28 日 土曜日 宮 菊

第7365号

昭和 26 年 7 月 28 日 土曜日 官 報

第7365号 556

●電波監理委員会告示第千十号		電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。	
一	免許の年月日及び番号	昭和二十五年十月三十一日 第六〇一〇号	電波監理委員会委員長 富安 謙次
二	免許人の名稱	大洋漁業株式会社	二免許人の名稱
三	無線局の種別	船舶局	三無線局の種別
四	無線局の目的	漁業に使用するため、海上移動業務を行う。	四無線局の目的
五	通信の相手方	長崎漁業用海岸局、免許人所属漁船の船舶局	五通信の相手方
六	通信事項	漁業通信、船舶の航行に関する事項	六通信事項
七	免許の有効期限	昭和三十年九月三十日 但し、無線電信については無期限	七免許の有効期限
八	設置場所	第二十三興洋丸(主たる停泊港 長崎)	八設置場所
九	呼出符号及び呼出名称	J R V Z だいにじゅうさんこうようまる	九呼出符号及び呼出名称
十	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	十電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二	一、五七〇 一一、五八〇 一一、六二〇 一一、七〇〇 kekekkekkek	水晶発振 終段抑制格子変調 AAA一 一二五 一一〇 WWW	A一、A二
A三	一、五七〇 一一、五八〇 一一、六二〇 一一、七〇〇 kekekkekkek	水晶発振 終段抑制格子変調 AAA二 一二五 一一〇 WWW	A一、A二
十一	空中線の型式及び構成	逆L型	十一空中線の型式及び構成
十二	運用許容時間	常時	十二運用許容時間
●電波監理委員会告示第千十一号		電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。	
一	免許の年月日及び番号	昭和二十六年二月五日 第一二八五号	電波監理委員会委員長 富安 謙次
二	免許人の氏名	鶴岡倉治郎	二免許人の氏名
三	無線局の種別	船舶局	三無線局の種別
四	無線局の目的	漁業に使用するため、海上移動業務を行う。	四無線局の目的
五	通信の相手方	勝浦、館山漁業用海岸局、同所屬船舶局	五通信の相手方
六	免許の有効期限	昭和三十二年二月四日	六免許の有効期限
七	通信事項	船舶の航行に関する事項、漁業通信	七通信事項
八	設置場所	第三進光丸(主たる停泊港 勝浦)	八設置場所
九	呼出名稱	さんこうしんこうまる	九呼出名稱
十	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	十電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二	一、五七〇 一一、五八〇 一一、六二〇 一一、七〇〇 kekekkekkek	水晶発振 終段抑制格子変調 A一、A二 二〇 WW	A一、A二
A三	一、五七〇 一一、五八〇 一一、六二〇 一一、七〇〇 kekekkekkek	水晶発振 終段抑制格子変調 A一、A二 二〇 WW	A一、A二
十一	空中線の型式及び構成	逆L型	十一空中線の型式及び構成
十二	運用許容時間	常時	十二運用許容時間
十三	運用義務時間	不定	十三運用義務時間
●電波監理委員会告示第千十二号		電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。	
一	免許の年月日及び番号	昭和二十六年七月二十八日 第七四五九号	電波監理委員会委員長 富安 謙次
二	免許人の氏名	後藤嘉一	二免許人の氏名
三	無線局の種別	船舶局	三無線局の種別
四	無線局の目的	漁業に使用するため、海上移動業務を行う。	四無線局の目的
五	通信の相手方	石巻漁業用海岸局、漁船の船舶局	五通信の相手方
六	通信事項	漁業通信	六通信事項
七	免許の有効期限	昭和三十一年五月十七日	七免許の有効期限
八	設置場所	第二五十鈴丸(主たる停泊港 渡波)	八設置場所
九	呼出符号及び呼出名称	J R O K だいにいすずまる	九呼出符号及び呼出名称
十	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	十電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二	一、五七〇 一一、五八〇 一一、六二〇 一一、七〇〇 kekekkekkek	水晶発振 終段抑制格子変調 A一、A二 二〇 WW	A一、A二
A三	一、五七〇 一一、五八〇 一一、六二〇 一一、七〇〇 kekekkekkek	水晶発振 終段抑制格子変調 A一、A二 二〇 WW	A一、A二
十一	空中線の型式及び構成	逆L型	十一空中線の型式及び構成
十二	運用許容時間	常時	十二運用許容時間
十三	運用義務時間	不定	十三運用義務時間
●電波監理委員会告示第千十四号		電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。	
一	免許の年月日及び番号	昭和二十六年七月二十八日 第七四五九号	電波監理委員会委員長 富安 謙次
二	免許人の氏名	共保丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年二月二十八日変更した。 変更後の現状は、次の通りである。	二免許人の氏名
三	無線局の種別	船舶局	三無線局の種別
四	無線局の目的	漁業に使用するため、海上移動業務を行う。	四無線局の目的
五	通信の相手方	長崎漁業用海岸局、免許人所属漁船の船舶局	五通信の相手方
六	通信事項	漁業通信、船舶の航行に関する事項	六通信事項
七	免許の有効期限	無期限	七免許の有効期限
八	設置場所	大和丸(主たる停泊港 戸畠)	八設置場所
九	呼出符號	J P Z P	九呼出符號
十	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	十電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二	一、五七〇 一一、五八〇 一一、六二〇 一一、七〇〇 kekekkekkek	水晶発振 リップル変調 二五〇W 但し、八、三三五keは一〇〇W	A一、A二
A一	一、五七〇 一一、五八〇 一一、六二〇 一一、七〇〇 kekekkekkek	水晶発振 リップル変調 二五〇W 但し、八、三三五keは一〇〇W	A一
十一	空中線の型式及び構成	T型、垂直型	十一空中線の型式及び構成
十二	運用許容時間	常時	十二運用許容時間
十三	運用義務時間	不定	十三運用義務時間
●電波監理委員会告示第千十四号		電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。	
一	免許の年月日及び番号	昭和二十六年七月二十八日 第七四五九号	電波監理委員会委員長 富安 謙次
二	免許人の氏名	富安 謙次	二免許人の氏名
三	無線局の種別	大洋漁業株式会社	三無線局の種別
四	無線局の目的	大洋漁業株式会社	四無線局の目的
五	通信の相手方	大洋漁業株式会社	五通信の相手方
六	通信事項	大洋漁業株式会社	六通信事項
七	免許の有効期限	無期限	七免許の有効期限
八	設置場所	大洋丸(主たる停泊港 戸畠)	八設置場所
九	呼出符號	J P Z P	九呼出符號
十	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	十電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二	一、五七〇 一一、五八〇 一一、六二〇 一一、七〇〇 kekekkekkek	水晶発振 リップル変調 二五〇W 但し、八、三三五keは一〇〇W	A一、A二
A一	一、五七〇 一一、五八〇 一一、六二〇 一一、七〇〇 kekekkekkek	水晶発振 リップル変調 二五〇W 但し、八、三三五keは一〇〇W	A一
十一	空中線の型式及び構成	T型、垂直型	十一空中線の型式及び構成
十二	運用許容時間	常時	十二運用許容時間
十三	運用義務時間	不定	十三運用義務時間

559 昭和 26 年 7 月 28 日 土曜日 官 報

第7365号

昭和 26 年 7 月 28 日 土曜日 官 報

昭和 26 年 7 月 28 日 土曜日 官 報 第 7365 号 558

住所		北米合衆国カリホルニア州サソフランシスコ市サクテメン	
ト街二千六百四十九		大正五年五月十九日生	
大正八年一月五日生		原 昌行	
原 敏親		昭和二年十二月十七日生	
福岡県三瀬郡大溝村大字前牟田八百二十六番地		梯 多喜雄	
タコマ市ラウト郵路郵函百二十三		昭和二十六年七月二十八日	
法務府告示第三百十号		法務總裁 大橋 武夫	
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第二十條の第二項の規定によつて、昭和十六年十二月二日日本国籍を離脱した。		昭和二十六年七月二十八日	
本籍 大阪府泉州郡淡輪村七百十三番地		本籍 大阪府泉州郡淡輪村七百十三番地	
アメリカ合衆国ワシントン州ピアス郡ファイフ		坂原 俊夫	
大正十一年一月十六日生		大正十一年一月十六日生	
本籍 広島県佐伯郡大竹町大字大竹二千百十六番地		本籍 広島県佐伯郡大竹町大字大竹二千百十六番地	
アメリカ合衆国アイダホ州ボナー郡サンドボイント町		平井 誠爾	
大正十年七月三日生		大正十一年七月三日生	
本籍 香川県仲多度郡高見島村千八百八十七番地		本籍 香川県仲多度郡高見島村千八百八十七番地	
アメリカ合衆国ワシントン州キンギ郡オブライエン街		藤本 誠一	
大正六年一月二十八日生		大正六年一月二十八日生	
本籍 熊本県上益城郡滝水村大字滝尾四千三百三十五番地		本籍 熊本県上益城郡滝水村大字滝尾四千三百三十五番地	
アメリカ合衆国ワシントン州キンギ郡オブライエン街		本籍 熊本県飽託郡供合村大字上南部二百八十七番地	
大正六年一月二十八日生		大正六年一月二十八日生	
本籍 ヤキマ郡ワバト街郵路五百八十一		本籍 熊本県飽託郡供合村大字上南部二百八十七番地	
アメリカ合衆国ワシントン州ヤキマ郡ワバト街郵路五百八十一		大正十年一月十二日生	
大正八年一月二十八日生		大正八年五月十二日生	
本籍 原田 靜雄		大正八年五月十二日生	
大正七年七月三十日生		大正八年五月十二日生	
大藏大臣 池田 勇人		大正八年五月十二日生	
昭和二十六年七月二十八日		大正八年五月十二日生	
大正九年九月十一日生		大正九年九月十一日生	
新井 敏雄		大正九年九月十一日生	
大正八年九月十一日生		大正八年九月十一日生	
新井 治雄		大正八年九月十一日生	
大正八年九月十一日生		大正八年九月十一日生	
佐伯 秀生		大正八年九月十一日生	
大正三年九月十日生		大正七年七月三十日生	
佐伯ミツ子		大正七年七月三十日生	
大正九年六月二十七日生		大正九年六月二十七日生	
佐伯 義生		大正九年六月二十七日生	
大正十二年四月二日生		大正十二年四月二十一日生	
岡田 雅男		大正十二年四月二十一日生	
本籍 岡山県吉備郡福谷村大字真星五十一番地		本籍 岡山県吉備郡福谷村大字真星五十一番地	
アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市第四街四百十		アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市第四街四百十	
昭和十年九月二十日生		昭和十年九月二十日生	
今柳田 昭		今柳田 昭	
本籍 福岡県三瀬郡大塚村大字福光三百十七番地		本籍 福岡県三瀬郡大塚村大字福光三百十七番地	
大正六年三月十三日生		大正六年三月十三日生	
石井 勇		石井 勇	
本籍		本籍	
大正七年十月一日生		大正七年十月一日生	
清川 刚		清川 刚	
本籍		本籍	
大正六年三月十三日生		大正六年三月十三日生	
同第七回短期宝くじ		同第七回短期宝くじ	
組 二百万通 二十		組 二百万通 二十	
八回宝くじ 二十円		八回宝くじ 二十円	
同第七回短期宝くじ		同第七回短期宝くじ	
組 三十四通 三十円		組 三十四通 三十円	
四等 い等組通 五、〇〇〇		四等 い等組通 五、〇〇〇	
四等 一等 一、〇〇〇、〇〇〇円		四等 一等 一、〇〇〇、〇〇〇円	
二等 一〇〇、〇〇〇		二等 一〇〇、〇〇〇	
三等 一〇〇、〇〇〇		三等 一〇〇、〇〇〇	
四等 一〇〇、〇〇〇		四等 一〇〇、〇〇〇	
五 証票金額		五 証票金額	
同第七回短期宝くじ		(一) 第七回短期宝くじ	
組 二百万通 二十		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
八回宝くじ 二十円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
同第七回短期宝くじ		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
組 三十四通 三十円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
四等 一等 一、〇〇〇、〇〇〇円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
二等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
三等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
四等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
五 証票金額		五 証票金額	
同第七回短期宝くじ		(一) 第七回短期宝くじ	
組 二百万通 二十		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
八回宝くじ 二十円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
同第七回短期宝くじ		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
組 三十四通 三十円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
四等 一等 一、〇〇〇、〇〇〇円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
二等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
三等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
四等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
五 証票金額		五 証票金額	
同第七回短期宝くじ		(一) 第七回短期宝くじ	
組 二百万通 二十		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
八回宝くじ 二十円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
同第七回短期宝くじ		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
組 三十四通 三十円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
四等 一等 一、〇〇〇、〇〇〇円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
二等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
三等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
四等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
五 証票金額		五 証票金額	
同第七回短期宝くじ		(一) 第七回短期宝くじ	
組 二百万通 二十		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
八回宝くじ 二十円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
同第七回短期宝くじ		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
組 三十四通 三十円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
四等 一等 一、〇〇〇、〇〇〇円		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
二等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
三等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	
四等 一〇〇、〇〇〇		賞金 (一等、二等、三等、四等、五等、六等、七等)	

間瀬一	西蒲原郡 間瀬村	島西端までを結んだ線及び鷗島十九番地の三までを結んだ線並びに沖の島西端から大字寝屋字野島百四十度メートルの円内の海面
寢屋一	岩船郡八 幡村字寢	八幡村地内鷗島西端から沖の島西端までを結んだ線及び鷗島十九番地の三までを結んだ線並びに沖の島西端から大字寝屋平四十度メートルの円内の海面
富山四	佐渡郡内 宇海府村大 字鷗崎	島西端までを結んだ線及び鷗島十九番地の三までを結んだ線並びに沖の島西端から大字寝屋平四十度メートルの円内の海面
鷗崎二	下新川郡 経田村字	内海府村大字鷗崎地内琴平神社中心を中心として半径三百五十メートルの円内の海面
水橋二	中新川郡 水橋町	経田村北防波堤基部を中心として半径三百メートルの円内の海面及び小鰐川河口から海上内流百メートルまでの河川水面
滑川二	中新川郡 浜加積村	水橋町東防波堤基部から三百メートルの地点へ字東浜町四百四十二番地を中心として半径九百五十メートルの円内の海面及び白岩川東西橋魚市場東方橋梁から下流の河川水面
四方一	婦負郡四 方町	浜加積村高塚東側防波堤基部を中心として半径千五百メートルの円内の海面
宮崎一	下新川郡 宮崎村	四方町漁業協同組合前の基標を中心として半径二百五十メートルの円内の海面
宇波一	水見郡宇 波村	宇波村西防波堤基部を中心として半径四百五十メートルの円内の海面
石川三	珠洲郡蛸 島村	弁天島(東径百三十七度十八分、北緯三十七度二十七分)を中心として半径一千メートルの円内の海面

第7365号

昭26.7.28.

号

第7365号 566

(1) 特殊図新刊	26年574項
番号	国書號

海図57号
紀伊水道東北井筒北側の洲崎の北
方約600m(33°55'N., 135°)

●28年575項

(2) 書誌新刊	26年574項
番号	国書號

書誌51号
高知県沿岸定置漁具図 第3
6120.32: 高知県沿岸定置漁具図 第3
伊ノ岬至宿毛等

●28年575項

(3) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(4) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(5) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(6) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(7) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(8) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(9) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(10) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(11) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(12) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(13) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(14) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(15) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(16) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(17) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(18) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(19) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(20) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(21) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(22) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(23) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

航路要報
水路部創立80周年記念号
6ページ左欄

●28年575項

(24) 航路要報	26年574項
番号	航路要報 第25号・昭26-8

昭和26年7月28日 土曜日 官報

第7365号

○裁判所職員採用試験公告	
人 事 門 公 告	
昭和26年7月28日	
この試験は、人事院が最高裁判所事務総局を特別の試験機関として指定して行う裁判所書記官補用試験です。この試験の合格者は採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて成績順位に推薦され、その中から採用されることになります。	
1 試験の対象となる官職の区分および難易度内容	
(1)裁判所書記官補 各裁判所（最高裁判所を除く）に勤務し、裁判所書記官の職務の補助を行うこととされています。裁判所書記官は裁判所の職務上必要とすることは、裁判所書記官の職務代行者として指名され、裁判所書記官の職務と責任をもつてその職務を行います。	
(2)少年調査官補 家庭裁判所に所属し、少年の命を受けて家庭調査官の職務代行者として指名され、少年調査官の職務を行なうとともに、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見し、これを裁判官に報告する職責を有します。	
(3)家事調査官補 家庭裁判所に所属し、上司の命を受けて家事調査官の職務代行者として指名され、家事調査官の職務を行なうことをとめます。	
(4)裁判所事務職員 各裁判所に勤務し、上司の命を受けた法律書記・証明書記会計・人事・庶務等の事務に従事します。	

○裁判所職員採用試験公告	
人 事 門 公 告	
昭和26年7月28日	
この試験は、人事院が最高裁判所事務総局を特別の試験機関として指定して行う裁判所書記官補用試験です。この試験の合格者は採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて成績順位に推薦され、その中から採用されることになります。	
1 試験の対象となる官職の区分および難易度内容	
(1)裁判所書記官補 各裁判所（最高裁判所を除く）に勤務し、裁判所書記官の職務の補助を行うこととされています。裁判所書記官は裁判所の職務上必要とすることは、裁判所書記官の職務代行者として指名され、裁判所書記官の職務と責任をもつてその職務を行います。	
(2)少年調査官補 家庭裁判所に所属し、少年の命を受けて家庭調査官の職務代行者として指名され、少年調査官の職務を行なうとともに、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見し、これを裁判官に報告する職責を有します。	
(3)家事調査官補 家庭裁判所に所属し、上司の命を受けて家事調査官の職務代行者として指名され、家事調査官の職務を行なうことをとめます。	
(4)裁判所事務職員 各裁判所に勤務し、上司の命を受けた法律書記・証明書記会計・人事・庶務等の事務に従事します。	

昭和26年7月28日 土曜日 官報

第7365号

○電気通信省告示第百五十九号	
昭和26年7月十五日から、次の地方電気通信取扱局を改称した。	
昭和26年七月二十八日	
電気通信大臣 佐藤 栄作	
現名称 改称 位置	
局地名 世田谷区 世田谷電話 東京世田谷 電話局	
○建設省告示第七百二十九号	
大都市計画水路施設及び同事業並びにその執行年度を次のように昭和二十六年三月三十日付をもつて決定した。	
その関係図書は、秋田県及び北秋田郡大館町役場に備え置いて縦覽に供する。	
昭和二十六年七月二十八日	
建設大臣 野田 卵一	
(次のようは省略)	
○建設省告示第七百二十九号	
昭和26年7月9日建設省告示第702号江迎都市計画駅前地区調整	
七百二号江迎都市計画駅前地区調整	
昭和26年6月14日法務府告示第94号中三四九頁(段五行「上原博」及び同六行「大正十一年三月十九日生」はいずれも誤りにつき削除する。	
法務府官報報主任	
次とおり、それも誤植	
昭和26年7月24日公布總理府訓令第三号(内閣及び總理府所管国	
有財產取扱規程)中	
正誤	
正誤	
○海上保安庁	
昭和26年7月21日	
海上保安官に任命する	
(各通)	
海上保安官に任命する	
海上保安監に就する	
農林省東京統計調査事務所勤務を命ずる	
農林技官 大山 勝	
農林省東京統計調査事務所勤務を命ずる	
農林技官 大山 勝	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○農林省	
昭和26年7月21日	
農林省東京統計調査事務所勤務を命ずる	
農林技官 大山 勝	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長を命ずる	
同 伊藤 博	
○最高裁判所	
昭和26年5月21日	
日本事務官に就任のため本官を免する(以上七月十六日)	
公認会計士管理委員会事務局長	

第7365号

昭和26年7月28日 土曜日 官報

第7365号 576

株式会社による株券提出公告
当会社は昭和二十六年七月二十一日開催の臨時株主総会の決議により、額面株金五十円の株式につき、百株を一株に併合して、一株を金五千円の株式とすることとしたから、当会社の株式を所有するものはこの公告掲載の翌日から三ヶ月以内に、株券を当会社に提出せられたい。商法の一部を改正する法律施行法第十條第二項により公告する。

整理計画認可申請公告
昭和二十四年政令第二百九十二号に基く整理計画の認可申請を致しましたから同政令第十八條の規定に依り公告致します。

昭和二十六年七月二十六日

海外事業戦後対策中央協議会

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

資本	貸付	借入	資産	負債	合計
長期	諸積	定期	固定	流动	合計
期利	積立	借入	資産	負債	
益金					
昭和二十六年六月	方	昭和二十六年三月三十日現在	方	昭和二十六年七月二十八日	方
一〇〇〇〇〇〇〇〇	八四五、一四・六四	八四五、一四・六四	七九四、三一・八一	一、五五、二二・七一	滋賀県蒲生郡日野町大字大窪六二四番地
一一〇〇〇〇〇〇〇	九七〇、二七三・三〇	九七〇、二七三・三〇	一、五五、二二・七一	一、五五、一五・五八	正誤
一一〇〇〇〇〇〇〇	一、四八、九四一・三〇	一、四八、九四一・三〇	八四五、一四・六四	八四五、一四・六四	正誤
荒川鉱業株式会社	代表取締役 福地 正雄	第三期決算公告	利原鉄山株式会社(特殊整理人渡部慶之進)、株式会社東興洋行(空閑二郎)	利原鉄山株式会社(特殊整理人渡部慶之進)、株式会社東興洋行(空閑二郎)	松下電器産業株式会社



第四期決算公告		(昭和二十六年四月三十日現在)		貸借対照表		借方(資産の部)		貸借未買合期		借入受排掛		貸金金金金	
返受売原料	建物、機械、什器	一一〇〇六、四〇一	一一〇〇五、五三九、四〇一										
取手	材料、製品	一、五八七、三五〇、〇〇〇〇〇											
金形金	金	六八〇、六〇〇〇〇											
合計	計	一、五八七、三五〇、〇〇〇〇〇											
当借假未買合期	利益	六、五八二、七七二、九五											
大阪市西区新町通五丁目三五	多駆工業株式会社	大阪市西区新町通五丁目三五	多駆工業株式会社	大阪市西区新町通五丁目三五	多駆工業株式会社	大阪市西区新町通五丁目三五	多駆工業株式会社	大阪市西区新町通五丁目三五	多駆工業株式会社	大阪市西区新町通五丁目三五	多駆工業株式会社	大阪市西区新町通五丁目三五	多駆工業株式会社

みんな元氣に!

ビタミンB₁の不足は疲労・倦怠・脚氣・食欲不振等の原因となり身体の活動がにぶります。B₁剤メタボリンの常用をおすすめ致します。

疲労復元・体力増強・脚氣等に

強力メタボリン錠

大阪市東区道修町 武田薬品工業株式会社

☆C剤ビタミンの併用は更に効果的

資本	貸付	借入	資産	負債	合計
引拂積	本貸方	貸方(負債の部)	銀行預金、現金	前期損失金	第一回決算公告
手立	金	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇
形金	金	一、一〇〇、七〇〇、〇〇	一、一〇〇、七〇〇、〇〇	一、一〇〇、七〇〇、〇〇	一、一〇〇、七〇〇、〇〇
出仕売金					
資掛金					
資器金					
銀					
資産の部					
第一回決算公告	貸借対照表	昭和二十六年三月三十日現在			

定額料	廣告料	会社等告白料	広告料	会社等告白料	広告料
一ヶ月					
一百円	一部	九円	一百円	九円	一百円
五百円	一部	九円	五百円	九円	五百円
一千円	一部	九円	一千円	九円	一千円
二千円	一部	九円	二千円	九円	二千円
三千円	一部	九円	三千円	九円	三千円
四千円	一部	九円	四千円	九円	四千円
五千円	一部	九円	五千円	九円	五千円
六千円	一部	九円	六千円	九円	六千円
七千円	一部	九円	七千円	九円	七千円
八千円	一部	九円	八千円	九円	八千円
九千円	一部	九円	九千円	九円	九千円
一万円	一部	九円	一万円	九円	一万円
二万円	一部	九円	二万円	九円	二万円
三万円	一部	九円	三万円	九円	三万円
四万円	一部	九円	四万円	九円	四万円
五万円	一部	九円	五万円	九円	五万円
六万円	一部	九円	六万円	九円	六万円
七万円	一部	九円	七万円	九円	七万円
八万円	一部	九円	八万円	九円	八万円
九万円	一部	九円	九万円	九円	九万円
十万円	一部	九円	十万円	九円	十万円
十一万円	一部	九円	十一万円	九円	十一万円
一二万円	一部	九円	一二万円	九円	一二万円
十三万円	一部	九円	十三万円	九円	十三万円
十四万円	一部	九円	十四万円	九円	十四万円
十五万円	一部	九円	十五万円	九円	十五万円
十六万円	一部	九円	十六万円	九円	十六万円
十七万円	一部	九円	十七万円	九円	十七万円
十八万円	一部	九円	十八万円	九円	十八万円
十九万円	一部	九円	十九万円	九円	十九万円
二十万円	一部	九円	二十万円	九円	二十万円
廿二万円	一部	九円	廿二万円	九円	廿二万円
廿四万円	一部	九円	廿四万円	九円	廿四万円
廿六万円	一部	九円	廿六万円	九円	廿六万円
廿八万円	一部	九円	廿八万円	九円	廿八万円
三十万円	一部	九円	三十万円	九円	三十万円
三十二万円	一部	九円	三十二万円	九円	三十二万円
三十四万円	一部	九円	三十四万円	九円	三十四万円
三十六万円	一部	九円	三十六万円	九円	三十六万円
三十八万円	一部	九円	三十八万円	九円	三十八万円
四十万円	一部	九円	四十万円	九円	四十万円
四十二万円	一部	九円	四十二万円	九円	四十二万円
四十四万円	一部	九円	四十四万円	九円	四十四万円
四十六万円	一部	九円	四十六万円	九円	四十六万円
四十八万円	一部	九円	四十八万円	九円	四十八万円
五十万円	一部	九円	五十万円	九円	五十万円
五十二万円	一部	九円	五十二万円	九円	五十二万円
五十四万円	一部	九円	五十四万円	九円	五十四万円
五十六万円	一部	九円	五十六万円	九円	五十六万円
五十八万円	一部	九円	五十八万円	九円	五十八万円
六十万円	一部	九円	六十万円	九円	六十万円
六十二万円	一部	九円			